

令和 7 年度

海老名市 L E D 道路照明灯賃貸借
公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 8 月

海老名市

目次

1	目的.....	2
2	公募型プロポーザル方式で提案を求める主旨.....	2
3	業務概要.....	2
4	用語の定義.....	2
5	応募資格.....	3
6	応募条件.....	3
7	配布書類.....	4
8	スケジュール.....	5
9	参加手続き等.....	6
10	海老名市プロポーザル方式関係書類の提出について.....	7
11	審査方法及び審査結果の通知と公表.....	8
12	最優秀提案者の取扱い.....	9
13	失格等.....	9
14	その他.....	9

別紙

- 別紙 1 海老名市LED道路照明灯賃貸借仕様書
- 別紙 2 海老名市LED道路照明灯賃貸借に係る公募型プロポーザル提案評価基準

1 目的

本業務は、海老名市内の道路照明灯のうち、LED灯に改修されていない水銀灯及びナトリウム灯をLED灯に交換することで、省エネルギー化、使用電力の削減、費用の平準化及び適切な保守管理を図り、安全かつ円滑な道路環境を維持するものである。

2 公募型プロポーザル方式で提案を求める主旨

市民の安全な通行に欠かせない道路照明灯を合理的及び経済的に維持管理し、また災害などの際には速やかな調査を実施する方法を民間の豊富な知識と経験を道路事業に反映させるため。

3 業務概要

- (1) 業務名称 海老名市LED道路照明灯賃貸借
- (2) 対象地 海老名市内一円
- (3) 業務内容 別紙、海老名市LED道路照明灯賃貸借仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和18年2月29日まで
- (5) リース期間 令和8年3月1日から令和18年2月29日まで
※リース料の支払期間（以下「リース期間」という。）は、10年間（120カ月）とする。
- (6) 上限金額 128,436,000円（税込み）
※上限金額であり、契約額を確約するものではありません。
- (7) 契約者 海老名市
- (8) 契約方式 付帯サービス付リース契約
- (9) 事務局 海老名市まちづくり部 道路管理課 維持補修係
〒243-0492
住所 海老名市勝瀬175-1
電話 046-235-9387
E-mail dourokanri@city.ebina.kanagawa.jp

4 用語の定義

海老名市LED道路照明灯賃貸借公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する用語の定義は以下のとおりとする。

応募者：募集要項に則り、事業を提案し、かつ海老名市入札参加資格者名簿の営業種目を「物件の借入れ」として、登録している者。

受 注 者：募集要項に則り、応募した者で市と契約を締結する者。

選 定 委 員 会：市が施行する選定委員会設置要綱に則り、事業者を選定する委員会

最優秀提案者：選定委員会で最優秀となった者で、市と契約に向け優先的に交渉する権利を有する者

優 秀 提 案 者：選定委員会で優秀となった者で、市と最優秀提案者が契約に至らなかった場合、市と交渉する権利を有する者

協 力 会 社：応募者とは別法人であり、主に調査、施工、保守、補修を担うことを前提に応募者と共に事業を提案し、かつ海老名市入札参加資格者名簿の所在地が「海老名市」となっており、認定業種が「電気通信」または「電気」として、登録している者

維持管理会社：事業提案の際、協力会社として参加し、伴に参加した応募者が受注者となった者

5 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 法人その他の団体（以下、「法人等」という。）であること。
- (3) 当該年度の海老名市競争入札参加資格名簿に登載されている者であること。
- (4) 海老名市競争入札参加資格者参加資格停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）の規定による停止措置を現に受けていないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (7) 事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 43 号）第 2 条第 2 号から第 5 号のいずれにも該当しないこと。
- (8) 過去 5 年間に道路照明灯、防犯灯、公園灯その他市が本事業と類似していると認める賃貸借契約を地方公共団体と締結していること。

6 応募条件

応募者は以下の条件を満たさなければならない。また、市から求められた際は、条件に該当することを証する書類を提出しなければならない。

- (1) 対象となる全ての道路照明灯を令和8年2月28日までに施工を完了し、リース契約を開始できる能力を有すること。
- (2) 別紙、仕様書に示す内容を満たすこと。
- (3) 協力会社は、海老名市入札参加資格者名簿の所在地が「海老名市」となっており、認定業種が「電気通信」または「電気」として、登録していること。また、応募者は（提案様式4）業務実施体制確認書の提出までに協力会社を定めなければならない。

7 配布書類

(1) 配布期間

令和7年8月15日（金）から令和7年8月29日（金）まで

(2) 入手方法

海老名市ホームページからダウンロード

(3) 配布書類一覧

ア海老名市LED道路照明灯賃貸借公募型プロポーザル募集要項

イ海老名市LED道路照明灯賃貸借仕様書

ウ海老名市LED道路照明灯賃貸借仕様書に係る公募型プロポーザル提案評価基準書

エ（資料1）提出書類一覧表

オ（第1号様式）海老名市プロポーザル方式参加意向申出書

カ（第4号様式）海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書

キ（提案様式1）質問書

ク（提案様式2）会社概要説明書

ケ（提案様式3）業務実績書

コ（提案様式4）業務実施体制確認書

サ（提案様式5）企画提案書

シ（提案様式6）見積書

ス（提案様式7）非公開としたい情報届出書

セ（提案様式8）海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書

8 スケジュール

	項目	日程	備考（提出書類等）
1	プロポーザル募集要項の公表	令和7年8月15日（金）	
2	募集要項及び仕様に対する質問書の提出期限	令和7年8月29日（金） 正午まで	キ（提案様式1） 質問書
3	質疑書に対する回答の公表	令和7年9月2日（火） までに公表	
4	参加意向申出書の提出期限	令和7年9月3日（水） 午後5時15分まで	オ（第1号様式） 参加意向申出書 ク（提案様式2） 会社概要説明書 ケ（提案様式3） 業務実績書 コ（提案様式4） 業務実施体制確認書
5	参加資格確認通知書及び関係書類提出要請書の送付	令和7年9月5日（金）	
6	提案書等の提出期間	令和7年9月5日（金） から 令和7年9月12日（金） 午後5時15分まで	カ（第4号様式） 提案書等提出意思確認書 サ（提案様式5） 企画提案書 シ（提案様式6） 見積書 ス（提案様式7） 非公開としたい情報届出書
7	一次審査（書類審査）	令和7年9月18日（月）	選定委員のみ
8	一次審査結果通知	令和7年9月19日（火） 以降	
9	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和7年10月1日（水）	
10	審査結果の通知	令和7年10月3日（金） 以降	

9 参加手続き等

(1) 実施要領の公表

令和7年8月15日（金）市ホームページにて公表します。

(2) 募集要項等に関する質問受付及び回答

①質問の方法

本募集要項等に関する質問は、質問書（提案様式1）を使用し、電子メールのみの受付とします。なお、電話、FAX 及び口頭並びに持参等は不可とします。

②送付先

海老名市まちづくり部 道路管理課 維持補修係

E-mail : dourokanri@city.ebina.kanagawa.jp

※送信後、必ず電話により着信確認してください。

③質問受付期間

令和7年8月29日（金）正午まで（必着）

④回答

令和7年9月2日（火）までに市ホームページに掲載し、個別には回答いたしません。

(3) 参加意向申出書の提出

①受付期間

令和7年9月3日（水）午後5時15分まで

②提出方法及び提出先

持参または郵送（必着）とします。

※持参の場合：提出期限までの市役所開庁日（土曜開庁日を除く。）において、午前8時30分から午後5時15分までの間のみ受け付けます。

※郵送の場合：特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付してください。

(4) 提出書類

次の提出書類を11部（正本1部・副本10部）提出してください。

- ① オ （第1号様式）参加意向申出書（※正本1部のみ提出）
- ② ク （提案様式2）会社概要説明書
- ③ ケ （提案様式3）業務実績書
- ④ コ （提案様式4）業務実施体制確認書

(5) 参加資格確認結果通知等の発送

上記の参加意向申出書提出者に参加資格確認結果通知とともに、参加資格を有すると確認できた事業者に、海老名市プロポーザル方式関係書類提出要請書を令和7年9月5日（金）に発送します。

10 海老名市プロポーザル方式関係書類の提出について

(1) 受付期間

令和7年9月5日（金）から令和7年9月12日（金）
午後5時15分まで

(2) 提出方法及び提出先

持参または郵送（必着）とします。

※持参の場合：提出期限までの市役所開庁日（土曜開庁日を除く。）において、午前8時30分から午後5時15分までの間のみ受け付けます。

※郵送の場合：特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付してください。

【宛先】海老名市まちづくり部 道路管理課 維持補修係

〒243-0492

住所 海老名市勝瀬 175-1

電話 046-235-9387

E-mail dourokanri@city.ebina.kanagawa.jp

(3) 提出書類

次の提出書類を11部（正本1部、副本10部）提出してください。

なお、副本は、企業名の部分を黒塗りとすること。

- ① カ（第4号様式）海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書
（※正本1部のみ提出）

- ② サ（提案様式5）企画提案書

※企画提案書については、以下の提案課題A、B、Cを含む提案とすることとし、提案内容の詳細は、提案評価基準書【別記1】評価基準表の企画提案にある項目を全て検討すること。

提案課題 A

実施スケジュール、電気使用量、CO2 排出量の削減効果、周辺環境やリサイクルへの配慮を具体的に示すこと。

提案課題 B

市内工事業者の活用方策及び市内業者を活用することによる経済波及効果を具体的に示すこと。

提案課題 C

本業務で設置する道路照明灯に不具合（消灯）があった場合、早急に察知し、迅速に対応する手法及び標準復旧日数を具体的に示すこと。

- ③ シ （提案様式 6）見積書
- ④ ス （提案様式 7）非公開としたい情報届出書（※正本 1 部のみ提出）

（4）提出書類作成時の留意点

- ① 作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とし、文書の文字サイズは 12 ポイント以上、イラスト・イメージ図等の注釈等は、6.0 ポイント以上とします。
- ② 企画提案書は、課題 A、B、C ごとに A4 又は A3 サイズ 3 枚以内を原則とし、副本は応募者が特定される事務所名、記号などは記述しないでください。
- ③ 提案課題は文書を補完するための写真、イラスト、スケッチ、イメージ図等の使用は可能です（着色、彩色可）。

11 審査方法及び審査結果の通知と公表

（1）審査方法

審査は、別紙「海老名市 LED 道路照明灯賃貸借仕様書に係る公募型プロポーザル提案評価基準」を基に各選定委員が評価した得点により順位をつけ、その順位に応じて順位点を配点し、選定委員全員の順位点合計により順位を決定します。

（2）一次審査

- ① 一次審査は、応募者から提出された海老名市プロポーザル方式関係書類等について書類審査を行い、上位 3 者程度を二次審査対象者として選定します。

※選定委員会による書類審査であり、応募者の出席は不要です。

- ② 審査結果については、応募者全員に通知し、併せて、二次審査対象者に対しては、二次審査に関する詳細を通知します。

（3）二次審査

- ① 二次審査は、応募者から課題提案等に基づくプレゼンテーションをしていただいた後、ヒアリングを行い、最優秀提案者 1 者及び優秀提案者（第二位）1 者をそれぞれ特定します。
- ② 審査の進行等は下記のとおり
 - ア 応募者側の出席人数は 5 人以内とします。
 - イ プレゼンテーションの時間は、20 分以内とします。
 - ウ プレゼンテーションを行う際に映像機器を使用される場合は、事前に事務局に連絡してください。

- ③ 審査結果は、第2次提案審査対象者に通知し、併せて、市のホームページに掲載します。

12 最優秀提案者の取扱い

- (1) 審査により順位第一位となった提案者を最優秀提案者とし、賃貸借契約締結に向けた交渉を行います。市が最優秀提案者との協議が不調となったと判断した場合は、最優秀提案者との交渉を終了し、第二位（優秀提案者）の提案者と交渉します。
- (2) 契約及び手続は、法令の規定のほか、海老名市契約規則及び賃貸借契約約款によります。

13 失格等

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。

- (1) この要項に定める手続以外の手法により、選定委員又は担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの期間に本要項の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (4) 他の参加者の応募を妨害した場合
- (5) 本要項に違反した場合
- (6) 公正を欠いた行為があったと認められる場合

14 その他

- (1) 次の費用については受託者の負担とします。
- ① 本プロポーザルに関する費用
- ② 契約締結に必要な費用（収入印紙等）
- ③ 契約締結から履行開始日までの間において準備等に要する費用
- (2) 提出された書類等は返却しません。また、市は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とします。
- (3) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複写します。
- (4) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により公開する場合があります。なお、非公開としたい情報がある場合は、提出様式集の「(提案様式7) 非公開としたい情報届出書」により届け出てください。ただし、届出があった場合においても、海老名市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当しない場合は、公開します。

- (5) 「(第1号様式) 海老名市プロポーザル方式参加意向申出書」提出後に辞退する場合は、「(提案様式8) 海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書」を提出してください。
- (6) 最優秀提案者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、最優秀提案者の決定を取り消す場合があります。
- (7) 契約締結までに、最優秀提案者による業務の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務の受託者としてふさわしくないと認められるときは、最優秀提案者の決定を取り消し、契約を締結しないことがあります。
- (8) 本プロポーザルは、海老名市LED道路照明灯賃貸借の最優秀提案者の選定を目的に実施するものであり、契約の締結を確約するものではありません。また本業務は、提案内容に沿って実施することを基本とし、やむを得ず変更が必要となる場合、双方協議のもと決定します。
- (9) 最優秀提案者との契約交渉が不調となった場合、契約の締結ができなかった場合においても、提案者は、海老名市に対し損害の賠償を請求することはできません。
- (10) 本プロポーザルの参加者は、本プロポーザルの手続において知り得た本市に関する情報を他に漏らしてはなりません。
- (11) この要項に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱、海老名市契約規則ほか契約関連規定に準じます。
- (12) この要項に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定めます。

以上